

平成28年

第1回市議会定例会 議案第44号

函館市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

函館市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

函館市長 工藤 壽樹

函館市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

函館市職員等の旅費に関する条例（平成2年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「採用された」を「採用された職員のうち、本市の要請により国家公務員または他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となったものその他市長が定める」に改める。

第15条第1項第1号イおよび第2号イ、第30条第1号イ、第31条第1号アおよびイならびに第32条第1項第1号イ中「以下の等級」を削る。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1 内国旅行の旅費（第2条，第18条～第22条関係）

等級	適用職員	日当 (1日 につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜 につき)	移転料							
			甲地方	乙地方		鉄道50キ ロメートル未 満	鉄道50キ ロメートル以 上100キロー メートル未 満	鉄道100キ ロメートル以 上300キロー メートル未 満	鉄道300キ ロメートル以 上500キロー メートル未 満	鉄道500キ ロメートル以 上1,000キ ロメートル未 満	鉄道1,000 キロメートル以 上1,500キ ロメートル未 満	鉄道1,500 キロメートル以 上2,000キ ロメートル未 満	鉄道2,000 キロメートル以 上
1等級	市長および議会の議長	3,300円	16,500円	14,900円	3,300円	153,000円	177,000円	218,000円	269,000円	356,000円	375,000円	401,000円	465,000円
2等級	副市長，教育委員会の教育 長，公営企業管理者，監査委 員，議会の議員，教育委員 会の委員，選挙管理委員会 の委員，公平委員会の委員 および農業委員会の委員	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円
3等級	8級以下の職務にある者，再 任用職員，固定資産評価審 査委員会の委員，附属機関 の委員その他の構成員，専 門委員，スポーツ推進委員， 消防団員ならびに選挙長， 投票管理者，開票管理者， 投票立会人，開票立会人 および選挙立会人	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円

備考

- 1 宿泊料の欄中「甲地方」とは東京都および指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）の地域をい
い、「乙地方」とはその他の地域をいう。
- 2 路程の計算については，水路および陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表第2 外国旅行の旅費（第2条，第33条，第36条関係）

等級	適用職員	日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料 （1夜に つき）	死亡手当
		指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方		
1等級	市長および議会の議長	9,400円	7,900円	6,300円	5,700円	29,000円	24,200円	19,400円	17,400円	8,000円	800,000円
2等級	別表第1の2等級の項に掲げる者	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円	7,700円	640,000円
3等級	別表第1の3等級の項に掲げる者	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円	6,700円	580,000円

備考

- 1 「指定都市」とは規則で定める都市の地域をいい、「甲地方」とは北米地域，欧州地域および中近東地域として規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で規則で定める地域をいい，「丙地方」とはアジア地域（本邦を除く。），中南米地域，大洋州地域，アフリカ地域および南極地域として規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で規則で定める地域をいい，「乙地方」とは指定都市，甲地方および丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 2 船舶または航空機による旅行（外国を出発した日および外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は，丙地方につき定める定額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の函館市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(提案理由)

職員に適用される旅費の支給額に係る等級および内国旅行における宿泊料の適用地域を改め、ならびに規定を整備するため